陳	情	受 理	169	受 理 年月日	令和6年9月20日	付 託 委員会	教育福祉
件	名	令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和7年度社会福祉施策及び予算の充実について (陳情)

日頃から社会福祉事業の推進に特段の御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本会は、昭和48年の創設以来、県内の民間福祉施設、団体、社会福祉協議会等で構成する組織として、国、県及び市町村の社会福祉施策の充実に向けて提言及び要請等の活動を進めてまいりました。

この度、 貴市の令和7年度予算編成にあたり、別紙のとおり要請いたしますので、 これらの実現のため特段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本要請書は貴市長あてにも送付しておりますことを申し添えます。

また、貴議会における本要請の処理結果につきまして、本会会員への報告し、次年度 以降の要請活動の参考とするため、文書にて御回答いただきますよう重ねてお願い申し 上げます。



# 令和7年度福祉施策・予算に対する要請書

令和6年9月

沖縄県社会福祉施策 • 予算対策協議会



# 1. コミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員の配置について

(施策関連、継続)

市町村社協では、様々な地域課題に対応するコミュニティソーシャルワーカーを配置し、 地域住民や民生委員・児童委員、関係機関・団体と連携し、解決に向けた取り組みを進め ている。

本会の調べでは、県内市町村社協における、コミュニティソーシャルワーカーの配置は、28 市町村 (105 人) にとどまり、配置職員の 48%は複数業務を兼任しており、62.9%が非正規雇用である等、十分な体制となっていないのが現状である。

県の「第2期 沖縄県地域福祉支援計画」においては、「コミュニティソーシャルワークの重要性を周知するとともに、コミュニティソーシャルワーカーの配置促進に向け、市町村に対し活用できる国庫補助メニュー等の情報提供など技術的支援を行う」とされている。ついては、市町村社協におけるコミュニティソーシャルワーカーの専任職員かつ正規職員を配置し、地域における包括的支援体制の整備を図っていただきたい。

なお、同ワーカーの配置に関しては、既存の国庫補助事業の積極的な活用を御検討いただきたい。

## 2. 生活困窮者自立支援事業の充実・強化について

(施策関連、継続)

県内の生活困窮者自立支援機関では、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、様々な支援関係機関と連携し、包括的な支援を行っている。しかしながら、コロナ禍や物価高騰の影響による困窮相談件数の増加等、複合的な課題を抱えた方々への支援等がますます重要となっている。

ついては、生活困窮者等が安心して生活ができるための支援が講じられるよう、自立相談支援機関の専任職員かつ正規職員の配置を促進し、支援体制の強化を図っていただきたい

また、国による同法の改正に伴う「居住支援の強化」、「就労準備支援及び家計改善支援の強化等」の着実な実施・推進に向けた予算措置を講じていただきたい。

#### 3. 地域福祉関係予算の確保について

(予算関連、継続)

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核機関としての役割のもと、地域生活課題の解決 に向け各種事業を展開するとともに、ボランティア活動や福祉教育の推進にも取り組んで きた。

また、コロナ禍以降も、逼迫する世帯への継続的な支援を行っており、地域住民の命と暮らしを守る、重要な社会インフラとしての役割発揮がより一層期待されているところである。

しかしながら、県内市町村社協の組織体制においては、正規職員の割合は25.2%(令和5年4月時点)と、全国平均と比較しても低調である。

自己財源が乏しい社協にとって、市町村からの運営補助金や委託事業の減額等は、組織の運営に深刻な事態を生じさせるものであり、住民への福祉サービスに大きな影響を及ぼすことが必至である。

以上のことを踏まえ、貴市町村におかれては、社協活動の強化を図るため、国庫補助事業の積極的な活用等、地域福祉関係予算の確保に御理解いただき、職員の正規化と増員を図っていただきたい。

また、昨今の物価高騰及び人件費の上昇等の社会的情勢も鑑み、社協への委託事業等の人件費相当分の拡充についても併せて支援をお願いしたい。

## 4.「災害ボランティアセンター等機能強化事業」の拡充について

(予算関連、継続)

令和5年5月に改正された内閣府「防災基本計画」においては、都道府県及び市町村は 災害発生時に備えて、予め災害ボランティアセンター(以下、災害 VC)の運営に関して都 道府県社協及び市町村社協との役割分担等を定めるよう各自治体に求めている。

国においては、災害発生時に災害VCを設置・運営する具体的な手法を習得することを 目的に国庫補助「災害ボランティアセンター等機能強化事業」を実施しており、都道府県 社協及び市町村社協による実施に際しては、人口区分に応じた国庫補助基準額が設定され ているが、当該基準額では十分に事業を推進することができない。

ついては、市町村社協が地域と協働して効果的に災害VCを設置・運営できるよう、同事業の積極的な活用と、市町村の状況に応じた補助をお願いしたい。

また、災害発生時に円滑に被災者支援を行うために、市町村社協と市町村との間で災害 VCの設置・運営に係る業務や費用負担等を明らかにした協定締結をお願いしたい。

## 5. 総合的な権利擁護体制の整備について

(予算関連、継続)

本県における成年後見制度利用促進の取組みにあっては、令和5年度時点で、市町村促進計画の策定は15市町村、中核機関の設置は6か所に留まっており、市民後見人の育成に取り組んでいるのは、2か所となっている。

また、本県における日常生活自立支援事業においても、今後も利用希望者の増加が見込まれることから、専門員、生活支援員の確保・定着等、事業実施体制の強化が必要である。

このようなことから、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく取り組みの実施や 日常生活自立支援事業の実施体制の強化、市町村による福祉サービス利用援助事業の実施 など、市町村段階における切れ目のない権利擁護の支援体制づくりが必要である。

ついては、第二期成年後見制度利用促進基本計画に示されている重要業績評価指標 (KPI) の達成に向けた取り組みの実施及び予算措置を講じていただきたい。

また、「福祉サービス利用援助事業」の実施等、貴市町村の実情に応じた総合的な権利 擁護支援体制の充実強化を図っていただきたい。

## 6. 民生委員・児童委員のなりて確保の取り組みについて

(施策関連、継続)

本県の民生委員充足率は令和6年4月1日現在77.4%で、全国の充足率93.7%(令和4年改選時)と比較してもかなり低い状況が続いている中で、令和7年12月1日には次期一斉改選が控えている。

県民生委員児童委員協議会及び各市町村民生委員児童委員協議会では、民生委員・児童 委員制度や活動について広報誌等による周知広報を行っている。県及び各市町村行政にお いても、広く県民に周知広報する等、なりて確保に向けた施策の更なる強化・推進が必要 である。

ついては、市町村の広報事業等を通して地域住民の理解促進を図っていただくとともに、 行政職員・教職員の退職予定者・福祉施設従者等の現役世代等への働きかけや、地域の商 工会の会員等への周知等、取り組み強化に努めていただきたい。

また、民生委員の理解促進及び負担軽減のためにも、令和6年度からの新規事業として

創設された「民生委員の担い手確保対策に関する補助事業」について市町村民児協等と検 討・協議を進めながら、積極的にご活用いただきたい。(令和6年度3町村が実施予定)

## 7. 民生委員・児童委員への行政からの情報提供について

(施策関連、継続)

民生委員・児童委員は、守秘義務を有しており、行政として活動に必要な個人情報の提供を行うことに問題がないことは、消費者庁や厚生労働省が示しているところである。

近年、頻発している地震、台風、豪雨災害の発生時における支援が円滑に行えるように、要配慮者等の情報が必要である。

ついては、住民の福祉に有益である場合においては、民生委員・児童委員の求めに応じ、 高齢者・障害者・ひとり親・災害時要配慮者など様々な支援対象者の個人情報が迅速かつ 適切に提供されるよう、市町村の個人情報保護審査会への付議や個人情報保護条例におい て提供先として明確化するなどの対応をお願いしたい。

## 8. 民生委員・児童委員活動費及び民生委員児童委員協議会運営費の確保について

(予算関連、継続)

地域住民の生活課題の多様化及び複合化や地域における関係性の希薄化などを背景に、 生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加してい る。

これからの地域共生社会の実現に向けては、住民の立場に立って相談支援を行い、行政機関との架け橋としての役割を担っている民生委員・児童委員の活動はますます重要性が増し、民生委員児童委員協議会の機能強化が一層求められてくる。

このような社会の要請に応えるためにも、十分な民生委員・児童委員個人としての活動 費及び市町村民生委員児童委員協議会の運営費が必要不可欠である。

ついては、市町村独自の民生委員・児童委員の活動費および県内各市町村民生委員児童 委員協議会への運営費の確保について、特段の配慮をお願いしたい。

## 9. 軽費老人ホーム(ケアハウス)の生活費改定の取り扱いについて

(予算関連、継続)

「沖縄県軽費老人ホーム利用料等取扱基準」の生活費及びサービスの提供に要する経費については、令和5年4月1日に消費税増税分に係る月額上限が引き上げられた。さらに昨今の物価高騰の影響を受け、令和6年4月1日から生活費(月額)単価の引上げ措置が講じられている。

ついては、貴市においても、県が定めた取扱基準と同様に、生活費の月額上限の見直し を図っていただきたい。

## 10. 外国人材確保・定着支援に係る補助事業の創設について

(予算関連、新規)

県においては、令和5年度から「島しょ地域特定技能1号の外国介護人材の受入に係る 費用(渡航費用や引越費用等)も補助対象に加え、令和6年度からは生活物資等購入に伴 う費用の助成制度を創設することになっており、外国人材の確保・拡充を図っている。

しかしながら、近年介護施設が外国人材を採用・育成しても、他業種や賃金の高い県外の都市部等へ流出(転籍)している現状がある。

人口減少が進み、労働力不足に悩む他産業分野との厳しい人材確保競争にさらされ、他産業や他県の大都市部へ人材流出が進む中、地域において安定的な介護サービス提供基盤を図るためには、介護分野の外国人確保・定着を図ることが喫緊の課題となっている。

ついては、貴地域の実情や介護施設・事業所の意見等も踏まえ、外国人材確保・定着支援に係る諸経費(人材紹介手数料や賃貸住宅等を利用した際の家賃等)に対する補助事業 を創設していただきたい。

参考(北海道安平町 外国人介護職員人材確保等事業補助金交付要綱)

## 11. 地域ケア推進会議の充実・強化について

(施策関連、継続)

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実を図ると同時に、それを支える社会基盤の整備を進めていくことで、地域包括ケアシステムの実現を図る有効な手法の一つである。

高齢者の抱える個別の課題については地域ケア会議で協議しているが、地域包括ケアを推進していくためには、高齢者を取り巻く地域課題をテーマとした地域ケア推進会議を増やしていく必要がある。

ついては市町村において地域ケア推進会議の積極的な開催を通じ地域課題の解決が図られるよう会議の開催と関係機関への働きかけを行っていただきたい。

## 12. 地域包括支援センターの人員体制の充実・強化について

(予算関連、継続)

地域包括支援センターの業務内容は、包括的支援事業や介護 予防・日常生活支援総合事業等の多岐に渡っており、職員の業 務過重となっている。

令和5年度沖縄県地域包括・在宅介護支援センター協議会が実施した調査によると、1 センターあたりの相談対応件数は、年平均2,578件にのぼり、職員1名につき246件の相談対応を行っている結果となった。また、介護予防マネジメント(予防プラン作成)は、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ業務委託が可能となっているが、報酬単価が低いことなどから、業務委託が進まず全体の約3割にとどまっている。

一方、市町村は、「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について」(令和 2 年 5 月 29 日付/厚生労働省老健局振興課長通知)に基づき、評価結果を踏まえて、今後の各センターの機能強化策(委託費予算及び定員要求等)を検討する必要があるとされている。

ついては、当該通知に基づく管内センターの事業評価を踏まえ、各センターの業務量に 応じた適正な職員配置を図れるよう予算措置を講じていただきたい。

#### 13. 重度障害者等就労支援特別事業の実施について

(施策関連、継続)

これまで福祉施策における障害福祉サービス等では、制度上、就労の際の外出支援や身体介護などを提供することは認められていなかったが、国により令和2年10月に、福祉施策と雇用施策が連携して重度障害者が就労する場合に通勤の支援や職場での身体介護、代筆・代読等のコミュニケーションなどの支援を行う「重度障害者等就労支援特別事業」が市町村の実施可能な福祉サービスとして地域生活支援事業に位置付けられている。ついては、障害者の就労機会の拡大を図るため、重度障害者等就労支援特別事業を実施してい

## 14. 日常生活用具給付等事業の基準額と、給付対象者の見直しについて

(予算関連、新規)

物価高騰に伴い、日常生活用具の基準額と実際の商品価格に大きな差が出ているため、商品によっては多額の自己負担が発生している。また、一部市町村では音声体温計・体重計・血圧計などは、給付対象者を「盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯」と定めているため、世帯に視覚に障害のない家族がいると対象外となり、視覚障害者自身で体調管理ができないことから、自立した生活が送れるよう基準額と給付対象者の見直しを実施していただきたい。

## 15. 指定福祉避難所における要配慮者の受入れ支援体制の強化について

(施策関連、新規)

災害時において、高齢者や障害者等の福祉的支援を必要とする要配慮者が、安心して避難できるよう、県内でも 28 市町村に 204 か所(令和 5 年 10 月 1 日現在/県調べ)が福祉避難所として指定されており、多くの福祉施設も含まれている。

県内指定福祉避難所の中には、自治体からの指定を受けるのみで、国の定めた「福祉避難所確保・運営ガイドライン (R3.5月改定)」に位置づけられる市町村の非常時備蓄品の整備が十分でなく、災害発生時には指定施設側で備蓄品を調達・確保せざるを得ない場合もある。

ついては、上記ガイドラインに示されている通り、緊急防災・減災事業債を活用するなど、 市町村の責任おいて非常時の物資・器材の確保・整備等、平時からの防災対策の強化をお願いしたい。

#### 16. 入所施設における移動支援時のサービスの活用について

(施策関連、新規)

知的障害者施設の入所者の高齢化・重度化により、施設支援が集団生活支援から個別の 行動援護、身体介護が増えている。夜間や早朝の支援も繁雑となり、入所者の日中活動を 支援するための人員確保にも苦慮している。

利用者個々の個別支援計画に基づき、特に外出支援など個別的な支援を行うためには、現行の人員配置基準での対応は困難な状況であり、入所施設においても居宅介護等(移動支援)を活用したサービスの提供が必要である。

ついては、入所者のQOL(生活の質)向上を目的とした個別の希望に基づく外出支援 時においては、地域生活支援事業における移動支援を活用したサービスの提供ができるよ う特段のご配慮をいただきたい。

#### 17. 母子及び父子家庭等医療費助成制度の実施について

(施策関連、継続)

「母子及び父子家庭等医療費助成」は、ひとり親世帯等の親にとってより重要な制度である。

母子及び父子並びに寡婦福祉法における児童の定義は、「20歳に満たない者をいう」となっているが、「母子及び父子家庭等医療費助成」は児童扶養手当と同様に子どもが 18歳に達した以後の最初の 3 月末日で、適用されなくなり、経済的にも厳しくなる上、通院・

入院中でも使えなくなり、死活問題にもなりかねない。

沖縄県が取りまとめた「令和 5 年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」によると、家計(生活費)に不安や悩みに感じていると回答した割合が最も高いという実態も浮き彫りとなっている。

ついては、母子および父子並びに寡婦福祉法において、母子家庭である間、すなわち子どもが 20 歳になるまでは、医療費助成の適用を求めるとともに、児童扶養手当の支給もない寡婦にも適用の継続を図っていただきたい。

# 18. 公立保育所の存続及び保育士人員の確保ついて

(予算関連、継続)

公立保育所の民営化が進む中、保育関係団体としては、これまで公立保育所が担ってきた行政機関とのパイプ役や民間施設だけでは対応が困難な重度障害児保育等の受け皿がなくなることを懸念している。

ついては、「地域の保育拠点」として位置づけるなど、公立保育所が求められている地域の保育ニーズに対して、その役割を果たすためにも公立保育所の存続並びに必要な予算措置を講じていただきたい。

# 19. 保育施設における災害対応力強化に向けた予算確保等について

(予算関連、新規)

令和6年元日に起きた能登半島地震や4月3日に台湾東部を震源とする地震を起因とした津波警報の発令など、保育関係者や保護者にとっても災害時の対応への関心はますます高まっている。

国においては、火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の避難 誘導体制の充実等総合的な防災対策を進める保育施設に対して、「施設機能強化推進費(総 合防災対策強化事業)」が加算措置されている。

しかしながら、市町村によっては当該事業を実施していないところもあり、保育施設に おける防災対応力に市町村格差が生じることが懸念される。

ついては、保育施設においても災害時の対応強化は必要不可欠であることから、当該事業の予算確保・充実並びに保育施設の実情に応じた災害対応備品の整備が図られるよう特段のご配慮をお願いしたい。